

浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市教育委員会

教育長 岡 田 泰 宏

浜田市教育委員会規則第 4 号

浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則

浜田市立学校の職員の服務規則(平成 17 年浜田市教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(出勤等)

第 5 条 職員は、勤務時間開始と同時に執務を開始できるように出勤しなければならない。

2 職員の出勤、週休日、出張及び休暇等の管理については、出勤簿（様式第 1 号）により取り扱うものとする。

第 30 条中「採用又は転任若しくは転補」を「新規採用」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。